

令和2年 第5回（11月） 筑紫野市議会臨時会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第62号から議案第64号までの3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本3件は、人事院勧告を踏まえ、条例を改正するものであり、関連する内容であることから、執行部から一括して説明を受けました。

まず、『議案第62号 筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第63号 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第64号 筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、職員の期末手当の支給割合を改めるため、職員の給与条例の一部を改正し、併せて、会計年度任用職員の期末手当に関する特例を設けるため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

委員会では、会計年度任用職員への適用を令和3年4月1日からとした理由は何か、との質疑があり、執行部からは、会計年度任用職員はフルタイムやパートタイムなど様々な任用形態があり、年度単位での制度運用を行っていくためである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。